

## 「インボイス制度開始に伴う重要なお知らせ」

このたび STATIONsystems では免税事業者として以後、事業を引き続き行わせて頂く運びとなりました。取引先各位には大変ご迷惑をおかけ致しますが適格請求書発行業者では無く免税事業者となり適格請求書(納税証明書)を発行する事が出来ませんので以前より引き続き区分記載請求書の発行となります事お知らせ致します。

「免税事業者であるSTATIONsystemsとのお取引に対する経過処置(消費税控除期間)制度につきましての詳細」

「2023年10月1日～2026年9月末 2割特例・経過処置80%控除期間につきまして」

2023年10月1日～3年間(経過処置80%控除期間)につきまして調整額として記載させていただきます。

- ・印刷物・製作物等 (調整額別)8%
- ・デジタル商品・データ商品 (調整額込)8%

「2026年10月～2029年9月末 経過処置50%控除期間につきまして」

2026年10月～3年間(経過処置50%控除期間)につきまして調整額として記載させていただきます。

- ・印刷物・製作物等 (調整額別)5%
- ・デジタル商品・データ商品 (調整額込)5%

「2029年10月～ 経過処置控除期間終了後につきまして」

2029年10月～(過処置控除期間終了後)につきまして調整額は不要とさせていただきます。

- ・印刷物・製作物等 (調整額別)0%
- ・デジタル商品・データ商品 (調整額込)0%

経過処置・控除期間につきまして商品合計額に8%～5%を全て含めた合計額又は調整額と記載させていただきます。(合計額のみの場合 区分記載請求書(追記による補正)処理としてお願い申し上げます)

「仕入による少額特例(少額処置) 仕入税額控除について」

STATIONsystemsよりご依頼頂きました設計部品並びにその他 備品等々をご注文・仕入れた場合一回の取引合計額が税込一万円未満に限りインボイスの保存無し帳簿保存のみで仕入税額控除が受けられます。適用期間:2023年10月1日～2026年9月30日までの課税仕入れのみ適可能となります。対象 基準期間 課税売上高:一億円以下 又は 特例期間の売上高:五千万以下

ならびに、2024年度より導入されます「電子帳簿保存法によるクレジットカード決済(請求書・領収書)の影響につきまして」クレジットカード決済・銀行振込にてお支払いを行って頂く場合につきまして引き続き領収書の発行は行っておりません。各種カード会社・銀行等お取引ページよりPDF等ダウンロードにて電子帳簿保存のご対応頂けますようお願い致します。また、STATIONsystemsは免税事業者となりますためインボイス対応の領収書・請求書など電子帳簿保存法による「インボイス番号付き」適格請求書また領収書の電子帳簿保存の必要はございません。以前通り各種お支払い方法のお取引詳細PDF等ダウンロードにて電子帳簿保存をお願い致します。

2023年1月より物価高騰に伴う値上げ、この度のインボイス制度未登録(免税事業者)に伴うご理解等々免税事業者でありますSTATIONsystemsとのお取引において取引先各位には大変ご迷惑をおかけ致します事お詫び申し上げますと共に今後とも何卒ご理解のほど宜しくお願い致します。

※以後インボイス制度につきまして法改正・規約に変更点などございました場合、HP又はお取引の都度 変更点などお知らせを行わせて頂きますので何卒宜しくお願い致します。 国税庁参照に基づき 2023年度10月1日 現時点